

長寿医療制度からのお知らせです

○障害認定について

一定の障害を有する方は、障害認定を申請することにより、65歳から長寿医療制度に加入することができます。新たに障害者手帳等の交付を受けられる方が長寿医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。すでに下記に該当する方の内65歳から74歳までの方で、長寿医療制度に加入される方も、後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。なお、65歳になられる1月前から申請可能です。

障害認定に該当する方

1. 障害年金等の受給者であり国民年金証書1・2級の方等
2. 身体障害者手帳1・2・3級の方及び4級の一部（音声機能・言語機能・下肢障害の一部）
3. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
4. 療育手帳A1・A2の方
5. 国民年金の障害年金に該当する程度の状態にあるが、年金の裁定を受けられない方であり、身体障害者手帳の交付を受けることができない疾病の方等

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

○限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の所得の少ない方（低所得・低所得に該当する方）は限度額適用・標準負担額減額認定証を申請することができます。この証を病院で提示すると医療費の限度額や入院時の食事代の負担額等が安くなります。この証の発行は月をまたいで遡ることができませんので、入院等される場合は、役場住民福祉課又は、由岐支所住民室まで、ご申請ください。

低所得

同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

低所得

同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得以外の人）

【お問い合わせ先】 美波町役場 住民福祉課 ☎ 77 - 3614 由岐支所 住民室 ☎ 78 - 2212

消防団協力事業所表示制度スタート

消防団活動にご協力をお願いします。

「消防団協力事業所表示制度」とは、消防団活動に積極的に協力する事業所等を認定することにより、事業所の消防団活動への協力が、地域への社会貢献として広く評価されると同時に、事業所の協力を通じて地域の消防・防災体制がより一層充実されることを目的としたもので、美波町では平成20年10月1日より運用を開始しました。

認定を受けた事業所は取得した表示証を社屋に掲示でき、表示証のマークを自社のホームページなどで公表することができます。



認定の要件は？

認定の要件は次のいずれかを満たす必要があります。

- 1 従業員が消防団員として、2人以上入団している事業所等。
- 2 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等。
- 3 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等。
- 4 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど町長が特に優良と認める事業所等。

申請の方法は？

- 1 事業所等が申請書を町長に提出する。
- 2 消防団長が推薦書を町長に提出する。

【お問い合わせ先】 消防防災課 ☎ 77 - 3619